

軽自動車税の減免について

軽自動車税の減免についてのお知らせ

身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が軽自動車を所有している場合、一定の条件にあてはまれば、軽自動車税が減免されます。

【対象者】

障害の区分や等級により異なりますので右記へお問い合わせください。

※手帳の交付日が平成22年4月1日以前の場合に限ります。

【対象車両】

次のいずれかに該当する自家用車に限ります。

- ①障害者（身体・知的・精神）および戦傷病者が所有する軽自動車。
 - ②知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者の場合、生計を共にする人が所有する軽自動車。
 - ③車いすの昇降装置や固定装置などを備えた、構造上専ら障害者が利用すると認められる軽自動車。
- ※減免可能な台数は、普通車、バイクなどを含めて対象者1人につき1台のみです。

【申請に必要なもの】

	運転免許証	印鑑	身体障害者手帳など(原本)	車検証	健康保険証または生計同一証明書
本人が運転する場合	○	○	○	○	
生計を共にする人が運転する場合	○	○	○	○	○
車両構造により減免を受ける場合	○	○		○	

【受付期間】

4月1日(木)～4月16日(金)

【申請・問い合わせ先】

市役所税務課収納係 ☎24-2111 (内線125)
 長浜支所税務窓口 ☎52-1111 (内線23・25)
 肱川支所税務窓口 ☎34-2311 (内線212)
 河辺支所税務窓口 ☎39-2111 (内線114)

～口座振替をご利用の方へ～

平成22年度軽自動車税の 口座振替は5月25日(火)です。

継続検査(車検)用納税証明書を早くお出しするため、軽自動車税の口座振替日が早くなっていますのでご注意ください。

土地・家屋価格等

縦覧帳簿の縦覧

平成22年度固定資産税の
もとになる土地・家屋の価
格などを記載した「縦覧帳
簿」の縦覧を行います。

縦覧できる人は、市内に
ある土地や家屋に固定資産
税が課されている人、また
は、その代理人などです。

税通知書を受け取っている
場合は、納税通知書が課税
明細書

※代理人の場合は必ず委任
状をご持参ください。

【手数料】

無料(縦覧帳簿のコピーは
できません。)

【期間】

4月1日(木)～

4月30日(金)

(土曜・日曜日および祝日を
除く。)

【課税台帳(名寄帳)の縦覧
制度】
納税義務者やその他の人
(借地・借家人など)も関係
する固定資産税台帳の縦覧
ができます。

【時間】

午前8時30分～

午後5時15分まで

【場所】

市役所税務課および各支所
税務窓口

【問い合わせ先】

市役所税務課固定資産税係
☎24-2111
(内線126～128)

【縦覧に必要な物】

運転免許証など(本人が確
認できるもの)または、納

第2期行政改革大綱・集中改革プランに関する意見募集のお知らせ

大洲市第2期行政改革大綱（素案） 大洲市第2期集中改革プラン（素案） に関するご意見を募集します

大洲市では、財政の早期健全化を目指して、平成17～21年度までの5年間を期間とする行政改革大綱および集中改革プランを策定し、行政改革に取り組んできました。

市民のみならずのご理解とご協力により、当市の財政状況も少しずつではありますが、改善の方向に向かっていきます。

このたび、この行政改革大綱および集中改革プランを見直し、新たに平成22～26年度までの5年間を期間とする大洲市第2期行政改革大綱・大洲市第2期集中改革プランを策定することとしました。

つきましては、次のとおり素案を公表しますので、市民のみならずのご意見をお寄せください。

1 案件名

①大洲市第2期行政改革大綱（素案）

②大洲市第2期集中改革プラン（素案）

※これらの内容は、市役所財政課および各支所総務商工課で閲覧できます。また、市のホームページでも公開しています。

2 閲覧および意見公募の期間

3月15日（月）～4月14日（水）

3 意見の提出方法

ご意見は、意見提出用紙に、住所、氏名、連絡先などを明記の上、郵送、FAXまたは電子メールで市役所財政課へお寄せください。なお、持参していた場合、財政課または各支所総務商工課宛てにお寄せください。

※意見提出用紙は、素案とともに市役所財政課および各支所総務商工課に用意しています。また、市のホームページからダウンロードもできます。

4 意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、大洲市の考えとともに整理した上で市役所財政課、各支所総務商工課および市ホームページで公表します。なお、ご意見をいただいた人の氏名などの公表およびご意見に対する個別の回答はいたしません。また、内容が類似するご意見は取りまとめで公表することがあります。

5 意見公募対象者

①市内に住所を有する人
②市内に事務所および事業所を有する法人・団体など
③市内の事務所および事業所に勤務する人

④市内の学校に在学している人

6 担当（受付場所）

市役所財政課行政改革推進係
☎2421111（内線382・384）
FAX242228

☎2421111（内線382・384）

FAX242228

E-mail zaiseika@city.ozu.nime.jp

7 受付場所

長浜支所総務商工課

☎5211112（直通）

肱川支所総務商工課

☎342329（直通）

河辺支所総務商工課

☎3921112（直通）

未来に残そう 豊かな森

～エバーグリーンの森 森林整備に企業が貢献～

県内の森林整備に貢献するため、伊予銀行（森田浩治頭取）は、平成20年度に愛媛県、大洲市、愛媛の森林基金の三者と「企業の森林づくり活動協定」を結び、阿蔵・高山の「伊予銀行エバーグリーンの森」で森づくり活動を行っています。

今年度が2回目となる植樹活動が、2月27日（土）、行員とその家族をはじめ地元の喜多小学校と久米小学校の児童、その他関係者など約190人が参加して行われました。

開始式で岸専務取締役は、「森は、風水害の防止にも役立つ、命の根源です。健全な森環境を作っていくことが大切で、次の世代につなぐことが、我々に託された命題です」とあいさつされ、また、来賓として出席した清水市長は、「少しずつでも森づくりに取り組みながら、人間と生き物の共生を図っていくことができれば、よりよい町づくりにもなると思う」とあいさつしました。

続いて、エプロンシアターを通して環境教育に取り組んでいる高橋佐智子さんが、森の木々の役割

りについて楽しく紹介した後、ケヤキ200本、ヤマザクラ200本の計400本が、山の斜面に次々に植えられました。

またこの日は、シイタケの菌入れ体験などが行われ、参加者らは、クヌギの木にドリルで穴をあけては、シイタケの菌入れ体験をしました。



▲森の役割りを楽しく紹介したエプロンシアター



植樹の様子▶